

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年9月15日

【会社名】 株式会社アイティフォー

【英訳名】 ITFOR Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 東川 清

【本店の所在の場所】 東京都千代田区一番町21番地

【電話番号】 (03)5275 - 7902

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 中山 かつお

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区一番町21番地

【電話番号】 (03)5275 - 7902

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 中山 かつお

【縦覧に供する場所】 株式会社アイティフォー 西日本事業所  
(大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号(毎日インテシオ))  
株式会社アイティフォー 中部事業所  
(愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号(名駅IMAIビル))  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会で決議した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、2017年9月13日開催の当社取締役会において決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 銘柄

株式会社アイティフォー第8回新株予約権

### (2) 発行数

10,000個

### (3) 発行価格

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しない。

### (4) 発行価額の総額

642,000,000円

### (5) 新株予約権の目的となる様式の種類、内容及び数

当社普通株式1,000,000株とする。

当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株数は100株であります。

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、当社取締役会において決議した新株予約権割り当て日以降、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または、株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

### (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株につき642円

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を適切に調整することができる。

(7) 新株予約権の行使期間

2019年9月16日から2024年9月15日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員が定年により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を認めない。

その他権利行使の条件は、2017年6月21日開催の当社第58回定時株主総会決議及び2017年9月13日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)	8名	325,000株
当社執行役員	4名	60,000株
当社従業員	147名	615,000株

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会社参与、執行役、監査役または使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係  
該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取り決めは、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(14)新株予約権を割り当てる日

2017年9月15日

(15)新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(16)組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めることを条件として、それぞれの場合につき当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権をそれぞれ交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(17)新株予約権の行使により生じる端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。